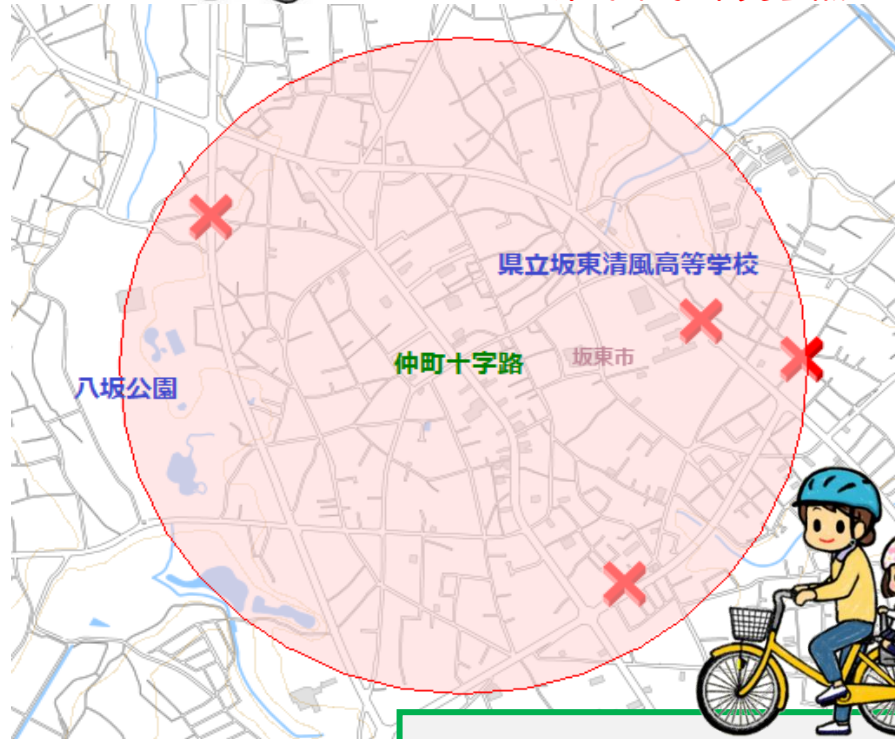


## 自転車指導啓発重点地区（境警察署）

令和7年中、坂東市内で発生した自転車に関連する事故のうち7割が  
仲町十字路交差点の半径700メートル以内で発生しています。



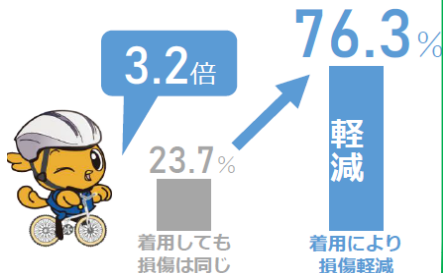
### 選定理由

- 重点地区内には高等学校や小学校があり、学生や、住民の自転車利用者が多い地域となっています。重点地区内では**自転車の並進走行**も見られ、昨年も事故が多く発生した地区です。

### 自転車安全利用五則

- 1、車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先  
歩道と車道の区別ある道路では、原則車道を通行しなければいけません。また、道路では左側を通行しなければいけません。  
例外的に歩道を通行する場合、歩行者の通行を妨げる時は、一時停止しなければいけません。
- 2、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認  
道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。一時停止標識のある場所などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。
- 3、夜間はライトを点灯  
無灯火は、他から自転車から見えにくくなるため非常に危険です。夜間は必ずライトを点灯しましょう。
- 4、飲酒運転は禁止
- 5、ヘルメットを着用  
交通事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合には、乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。

出典：国土地理院発行基盤地図情報  
ヘルメットの着用効果



～ヘルメット着用について～  
令和5年4月からヘルメット着用が努力義務化されています。ヘルメットを正しく着用することで、損傷を軽減する効果があります。自分の命を守るためヘルメットを着用することが大切です。